

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立別所小学校

1 基本方針の策定について

本校は「人間性豊かで 自ら考え、学び続ける子 の育成 -確かな学力 豊かな心 健やかな体-」の学校目標のもと、人権尊重の精神を基盤とした豊かな人づくりをめざし、日々教育を行っている。

「いじめ」は、このような教育活動を阻害するもので、明らかな人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。しかしながら、どの子にも、どの学校にも起こり得ることから、いじめ問題が起こらないよう未然防止するとともに、早期発見、早期対応に取り組み、「いじめ」の芽を摘み取ることが重要であると考えます。

そして、どの子にとっても温かい居場所がある学校・学級づくりを継続していくために、いじめ問題について保護者・地域・関係機関と連携し、学校全体で一丸となって組織的に対応し、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むべく、基本方針を策定する。

2 いじめへの対応について

いじめ問題への具体的な対応については、基本的に三木市教育委員会の「いじめ対応マニュアル」に沿って計画的に取り組むこととする。

《いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ解消の状況と解消の確認方法》

1 いじめが止んでいる状況

少なくとも3か月、心理的・物理的な被害を受けていないこと。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていない状況

本人や保護者への確認で安心して学校生活が送れていると判断できること。

(1)いじめの未然防止

全ての教職員が、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」「どの児童も被害者はもちろん、加害者にもなり得る」という認識を持ちながら、「いじめは重大な人権侵害であり、被害者・加害者・周囲の児童に大きな傷を残すもので、絶対に許さない」という毅然とした態度で未然防止に努めていく。そのためには、日頃から細かな児童観察や児童理解に努め、子どもと子ども、子どもと教師、教師と教師、また、保護者と教師などの人間関係を好ましいものにするよう努力する。

そして、子どもたちに道徳や特別活動などの時間を通じて「いじめは許されない行為」であることを認識させるようにする。また、教職員が豊かな人間性と感受性を身につけ、温かい学級づくりに専念することができるようにするとともに、法令の趣旨や法令に基づく対応についての研修を充実させることが大切である。

(2)いじめの早期発見

いじめの発見については、子どもの様子からの発見、周囲の子どもの話からの発見、アンケート調査等からの発見、保護者との情報交換による発見、SC や警察・SSW といった関係機関等からの発見などがあり、あらゆる場面や情報を注視して早期発見に努める。

早期発見をするために、教職員は、日頃からいじめの前兆やサインを見落とさないよう細かな児童観察や情報収集に努め、いじめ防止についての校内研修を実施し、教師の力量を高めることとする。

近年では、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったインターネット上による、第三者からは極めて見えにくいネットいじめが起きている。ネットいじめは、ネット上に留まらず、学校において「無視」「いやがらせ」「暴力」などの行為につながり、これまで良好と思われていた人間関係がネット上で壊れ、一夜にして学校での様子が変わることもあるため、より注意深い観察と迅速な対応が求められる。そのため、普段の児童との会話や保護者との話から、子どもたちが日頃からどの程度ネット上で関わりあっているのかを認知しておく必要もある。

(3)いじめ事案への対応と組織について

いじめ防止のために生活指導委員会の中で、生活アンケートの実施や未然防止のための対策について月1回以上、組織的に話し合い、共通理解を図ることとする。

そして、いじめに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、校長・教頭・生活指導担当を中心に「いじめ対策チーム」を速やかに立ち上げ、いじめの事実確認を行い、情報の収集と記録、情報の共有、保護者との話し合いなど、組織的に対応し、いじめの早期解決に努める。

いじめ対策チーム構成・・・校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・特別支援コーディネーター・関係学年(SC・SSW・三木市教育委員会等)

「いじめ対策チーム」には、必要に応じて、SC・SSW や外部専門家に参加を依頼し、専門的・多角的な見地から指導助言や検証を依頼するとともに、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。また必要に応じて、子どもいじめ防止センターや警察とも連携をとって対応していく。

また、ネットいじめに関しては専門関係機関とも連携をとりながら、細心の注意を払い、書き込みや画像の削除など、迅速に対応していく。

(4)いじめ重大事態が発生した場合

重大事態とは(法28条)

- 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 2 相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(年間30日以上)

いじめ重大事態が発生した場合、「危機対応チーム」を速やかに立ち上げ、①指導體制の構築(教育委員会との連携)②遺族との関係づくり(寄り添い)③自殺の背景調査に関する基本調査(調査協力)④加害児童、一般児童への対応 ⑤保護者、地域への対応 ⑥マスコミ対応 ⑦検証と再発防止対策をし、組織的かつ迅速に対応していく。

3 いじめの未然防止、早期発見、対応にむけた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見にむけた取組
4	職員会議 生活委員会 ◇基本方針・年間計画の策定 ◇「別所小学校のよい子のくらし」の見直し 職員研修「いじめ・不登校について」 児童理解研修①	人権教育年間計画 道徳教育年間計画 学級経営方針策定 おはよう指導	教師の児童観察(1学期) 家庭訪問
5	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	人権ポスター・人権作文	G.W明け生活チェック
6	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	アンケート対応① PTA人権研修会(人とのつながりの中でお互いを大切にしようとする心情をはぐくむ)	学校生活アンケート①
7	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換 ◇夏休みのくらし	地区懇談会	個人懇談
8	◇夏休み中の児童情報交換 職員研修「いじめ・不登校について」	校区巡回指導 親子人権学習に向けて事前研修	
9	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換 児童理解研修②	ネットモラル出前授業の計画	教師の児童観察(2学期)
10	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	親子人権学習	学校生活アンケート②
11	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	アンケート対応②	
12	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	校区巡回指導	

	◇冬休みのくらし		
1	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換		教師の児童観察(3学期) 冬休み明け生活チェック
2	生活委員会 ◇児童の様子 情報交換	ありがとう集会・ともだち集会 ふれあい給食 アンケート対応③	学校生活アンケート③
3	生活委員会 ◇本年度のまとめ・課題検討 ◇基本方針の見直し ◇春休みのくらし 児童理解研修③	校区巡回指導	

※ 必要に応じて家庭訪問は適宜行う。